

文教厚生委員会資料

健康福祉部
令和2年12月8日

■条例案 2件

- 第127号議案 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例〔関係分〕
(青少年家庭課) … 1
- 第130号議案 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例
(薬事衛生課) … 2

■予算案 1件

- 第122号議案 令和2年度島根県一般会計補正予算(第8号)〔関係分〕
(健康福祉総務課) … 4

■報告事項 8件

1. 新型コロナウイルス感染症への対応等について
(健康福祉総務課) …12
2. 島根県子どものセーフティネット推進計画(第2期)(素案)について
(地域福祉課) …16
3. 島根県保健医療計画の中間見直しについて
(医療政策課) …19
4. 島根県循環器病対策推進計画策定について
(健康推進課) …20
5. 第8期島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画(素案)について
(高齢者福祉課) …21
6. 第4次島根県DV対策基本計画(素案)について
(青少年家庭課) …24
7. 第6期島根県障がい福祉計画・第2期島根県障がい児福祉計画(素案)について
(障がい福祉課) …25
8. 出雲市内における犬の多頭飼育事案について
(薬事衛生課) …26

【別添資料】

- 資料 1 島根県子どものセーフティネット推進計画（第2期）（素案）
- 資料 2 第8期島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画（素案）
- 資料 3 第4次島根県DV対策基本計画（素案）
- 資料 4 第6期島根県障がい福祉計画・第2期島根県障がい児福祉計画（素案）

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(母子・父子・寡婦福祉資金貸付金に関する事務の一部)

1 改正理由

- 市町村への権限移譲計画に基づき権限移譲を行うため、所要の改正を行う必要がある。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の改正に伴い、引用する条項の整理が必要である。

2 改正内容

- 事務の移譲団体として、「益田市」及び「大田市」を追加
- 政令を引用する条項の整理

3 移譲事務の概要

- (1) 貸付け申請及び継続貸付け申請の受理
- (2) 償還免除申請の受理
- (3) 繰上償還申出の受理
- (4) 据置期間延長申請の受理
- (5) 違約金徴収特例申請の受理
- (6) 償還金支払猶予申請の受理
- (7) その他別に規則で定めるもの
増額、貸付期間延長、償還方法変更承認申請の受理など

4 移譲状況

平成21年度：6市町村（浜田市、奥出雲町、邑南町、海士町、西ノ島町、知夫村）

平成22年度：4市町（江津市、雲南市、飯南町、美郷町）

平成23年度：1市（出雲市）

平成25年度：2町（吉賀町、隠岐の島町）

平成27年度：1町（川本町）

令和元年度：1町（津和野町）

令和2年度：1市（安来市）

未移譲：2市（益田市、大田市）

※松江市は中核市であるため、地方自治法施行令により権限保有。

5 施行期日

令和3年4月1日。条項の整理については、交付の日から施行する。

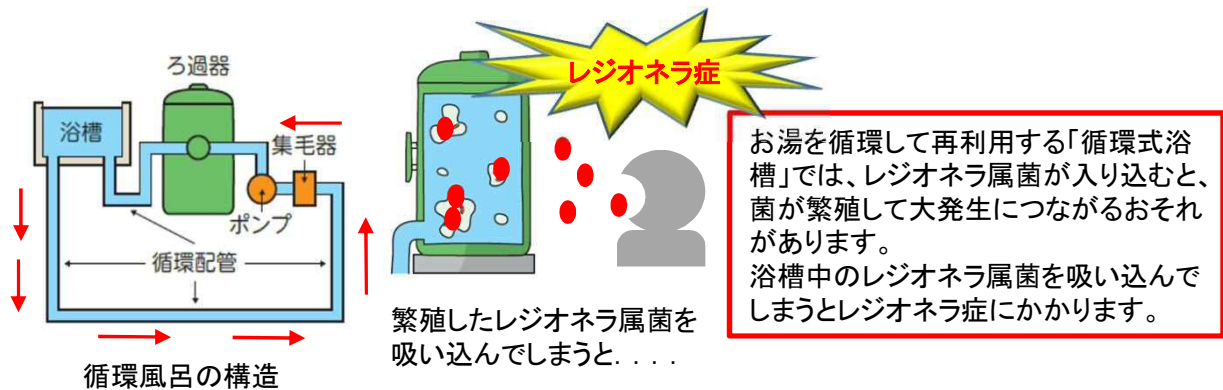
公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例

1. 条例改正の理由

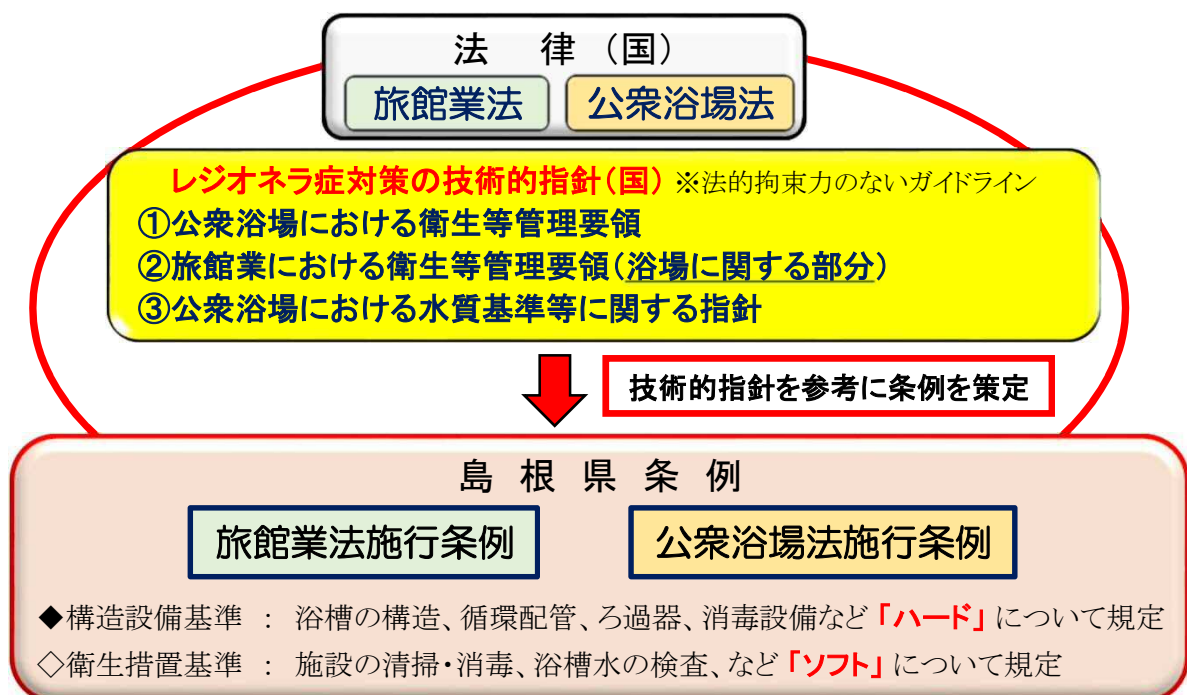
公衆浴場及び旅館業の浴場におけるレジオネラ症対策については、厚生労働省が技術的指針として「公衆浴場における衛生等管理要領」及び「旅館業における衛生等管理要領」並びに「公衆浴場における水質基準等に関する指針」を示しており、都道府県知事はこれらに基づいて、条例で浴場の構造設備及び衛生措置の基準を定めている。

令和元年9月19日付けで上記の技術的指針が改正されたこと、また、近年の県内におけるレジオネラ症の発生動向等を踏まえ、島根県の条例である「公衆浴場法施行条例」及び「旅館業法施行条例」を改正することとした。

【参考】循環式浴槽におけるレジオネラ症について



【参考】レジオネラ症対策に関する法規制



2. 条例改正の概要

技術的指針である「公衆浴場における衛生等管理要領」等の改正内容を踏まえ、条例の該当項目を下表のとおり改正する。

改正内容	
1	【浴槽水の消毒方法の強化】
	ろ過器を使用している浴槽水又は24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水の消毒は、次の基準によること。 ◆塩素系薬剤の残留塩素濃度 0.2mg/L～0.4mg/L程度 → 0.4mg/L程度 （一部改正） ◆ モノクロラミン濃度3mg/L （新設）
2	【貯め水による菌増殖の抑制】
	循環式浴槽の浴槽に湯水があるときは、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。 （新設）
3	【清掃方法の強化①】
	集毛器を設置している場合にあつては、その清掃 及び消毒 は、毎日行うこと。（一部改正）
4	【清掃方法の強化②】
	シャワーは1週間に1回以上内部の水が置き換わるように通水し、シャワーヘッド及びホースは6月に1回以上点検するとともに、その内部の汚れ及びスケールの洗浄並びに消毒を1年に1回以上行うこと。 （新設）
5	【清掃方法の強化③】
	気泡発生装置を設置している場合にあつては、内部に生物膜が形成されないように、定期的に清掃及び消毒を行うこと。 （新設）
6	回収槽の 内部 の清掃及び消毒を1週間に1回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の水を塩素系薬剤等で消毒すること。（一部改正） ※語句の修正のみ

3. 施行期日 公布の日から施行する。

令和2年度11月補正予算案 (健康福祉部)

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	2,413,466	2,130,105	0	0	2,413,466	2,130,105
地域福祉課	1,707,014	1,045,721	964,492	0	2,671,506	1,045,721
医療政策課	18,576,743	7,825,986	1,873,418	0	20,450,161	7,825,986
健康推進課	21,161,773	19,058,619	▲ 5,800	▲ 5,800	21,155,973	19,052,819
高齢者福祉課	19,427,840	13,567,568	95,300	0	19,523,140	13,567,568
青少年家庭課	3,777,334	2,247,417	0	0	3,777,334	2,247,417
子ども・子育て支援課	10,671,798	9,537,345	36,223	36,223	10,708,021	9,573,568
障がい福祉課	11,923,206	8,008,290	4,600	67	11,927,806	8,008,357
薬事衛生課	7,390,140	1,735,586	911,179	▲ 500	8,301,319	1,735,086
健康福祉部計	97,049,314	65,156,637	3,879,412	29,990	100,928,726	65,186,627

■令和2年度11月補正予算案 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
健康福祉部		97,049,314	3,879,412	100,928,726	3,754,122	0	0	0	95,300	29,990
地域福祉課		1,707,014	964,492	2,671,506	964,492	0	0	0	0	0
1	自立支援事業費	517,227	964,492	1,481,719	・緊急小口資金等の特例貸付に係る原資					
医療政策課		18,576,743	1,873,418	20,450,161	1,873,418	0	0	0	0	0
1	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費	7,968,189	1,873,418	9,841,607	・感染症対応従事者等慰労金交付事業 1,342,300 ・入院患者受入協力病院への空床補償 531,118					
健康推進課		21,161,773	▲ 5,800	21,155,973	0	0	0	0	0	▲ 5,800
1	しまね健康寿命延伸プロジェクト事業費	10,211	▲ 5,800	4,411	・健康寿命延伸強化事業 ▲4,251 ・健康な食環境づくり事業 ▲1,549					
高齢者福祉課		19,427,840	95,300	19,523,140	0	0	0	0	95,300	0
1	介護施設等整備事業費(総合確保基金分)	577,299	95,300	672,599	・介護施設等整備事業					
子ども・子育て支援課		10,671,798	36,223	10,708,021	0	0	0	0	0	36,223
1	保育所・放課後児童クラブ緊急支援事業費	387,796	36,223	424,019	・保育所・放課後児童クラブ緊急支援事業					
障がい福祉課		11,923,206	4,600	11,927,806	4,533	0	0	0	0	67
1	障がい者地域生活支援事業費	2,291,238	6,800	2,298,038	・島根県障がい福祉サービス等の衛生用品等の緊急調達事業					
2	障がい者手当等給付事業費	195,483	▲ 2,200	193,283	・特別児童扶養手当システムデータ移行事業					
薬事衛生課		7,390,140	911,179	8,301,319	911,679	0	0	0	0	▲ 500
1	感染症の医療体制整備事業費	5,976,854	911,679	6,888,533	・入院患者受け入れ病床確保事業 713,929 ・島根県感染症指定医療機関等施設・設備整備費 197,750					
2	医薬品等の安全確保事業費	8,994	▲ 500	8,494	・麻薬・覚せい剤乱用防止運動島根県大会開催経費					

【11月補正（健康福祉部所管分）】

主 な 補 正 項 目

【医療提供体制の強化】

(単位:千円)

No	新規	事業名	予算額	説明	所管課
1		感染症入院患者等 病床確保事業	1,245,047	<p>新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関において、入院用の病床をあらかじめ確保してもらうための空床確保料や病床を確保する際に感染防止対策などによりやむを得ず病床を休止するための費用を助成</p> <p>国の助成単価が増額されたことなどにより、予算を増額 [負担割合] 国10/10</p>	医療政策課 薬事衛生課

[助成対象医療機関及び空床確保料]

区分	要件	空床確保料 (1床あたり日額)
重点医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県が指定 病棟単位で新型コロナウイルス感染症あるいは疑い患者用の病床確保 	<p>【特定機能病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度の医療の提供、開発及び評価、並びに研修を実施する能力を有する医療機関で厚生労働大臣が承認 ※特定医療機関と同程度に新型コロナの重症患者を受け入れている病院を含む <p>ICU(集中治療室) 301,000円 → 436,000円 HCU(高度治療室) 211,000円 上記以外の病床 52,000円 → 74,000円 ※休止病床も対象</p>
		<p>【特定機能病院以外】</p> <p>ICU(集中治療室) 301,000円 HCU(高度治療室) 211,000円 上記以外の病床 52,000円 → 71,000円 ※休止病床も対象</p>
一般医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 重点医療機関以外の新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関 	<p>ICU(集中治療室) 97,000円 重症・中等症患者の受入病床 41,000円 上記以外の病床 16,000円 ※休止病床も対象</p>
協力医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県が指定 新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を設定して、新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床を確保 	<p>ICU(集中治療室) 301,000円 HCU(高度治療室) 211,000円 上記以外の病床 52,000円 ※休止病床も対象</p>

(単位:千円)

No	新規	事業名	予算額	説明	所管課
2		発熱患者等の診療 ・検査体制整備事業	197,750	インフルエンザ流行期に備え、発熱患者等の診療・検査については、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関で行うことになったことに伴い、対応する医療機関の外来診療体制の整備に要する経費を支援 [助成対象医療機関] 発熱患者等を診療する医療機関として県が指定する診療・検査医療機関 [助成対象経費] ・HEPAフィルター付きパーティション ・HEPAフィルター付き空気清浄機 ・个人防护具 など [負担割合] 国10/10	薬事衛生課

(単位:千円)

No	新規	事業名	予算額	説明	所管課
3		新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業 (医療従事者等)	1,342,300	新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある中で、感染の拡大防止・収束に向けて対応している医療従事者等へ慰労金を支給 交付対象として医療従事者のほか、医療事務職員や、院内清掃など医療機関内で勤務にあたる受託業者の従事者等も交付対象となったことなどにより予算を増額 [支給対象者] 医療機関等において患者と接する業務に従事する医療従事者、医療事務職員、院内業務の受託業者の従事者等 [支給要件] 対象期間に10日以上勤務した者であることなど、国が定める要件を満たすこと [負担割合] 国10/10	医療政策課
				[支給額]	
		新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関や、帰国者・接触者外来設置医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者、医療事務職員、院内業務の受託業者の従事者等		実際に、新型コロナウイルス感染症患者(帰国者・接触者外来設置医療機関の場合は、疑い患者を含む)に診療等を行った医療機関等である場合	20万円 /人
		上記の他、病院、診療所、助産所等に勤務し、患者と接する医療従事者、医療事務職員、院内業務の受託業者の従事者等	5万円 /人	上記以外の場合	10万円 /人

【学校等における感染防止・学習環境の確保】

(単位:千円)

No	新規	事業名	予算額	説明	所管課
4		保育所・放課後児童クラブ緊急支援事業	36,223	<p>民設の認可保育所等や放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症対策に伴う増加経費や環境整備経費等を助成</p> <p>感染症対策が引き続き必要なことから、従来の支援交付金（10万円／施設）に追加して助成</p> <p>[助成率] 10/10</p> <p>[助成上限額]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定部分：1施設当たり5万円 ・変動部分：定員1人当たり1千円を加算 	子ども・子育て支援課

【県民生活の支援】

(単位:千円)

No	新規	事業名	予算額	説明	所管課
5		生活福祉資金の特例貸付	964,492	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、休業や失業等で収入減少があった世帯に貸し付ける特例の生活福祉資金について、貸付の受付期間が延長されたことに伴い、貸付原資を増額</p> <p>[貸付受付期間] 令和2年12月末まで</p> <p>[申込先] 市町村社会福祉協議会等</p> <p>[負担割合] 国10/10</p>	地域福祉課
[貸付内容]					
		区分	緊急小口資金 (休業された方向け)	総合支援資金 (失業された方等向け)	
		貸付上限	20万円以内	月20万円以内×原則3月以内	
		据置期間	1年以内		
		償還期限	据置期間経過後2年以内	据置期間経過後10年以内	
		貸付利子	無利子		
		保証人	不要		

(単位:千円)

No	新規	事業名	予算額	説明	所管課
6	新	社会福祉施設における簡易陰圧装置等整備支援事業	102,100	介護施設、障害者支援施設等において新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の施設内での入所者等の感染拡大リスクを低減するため、簡易陰圧装置等の整備を支援 [助成対象施設] ・入所系の介護施設等 ・障害者支援施設・障害児入所施設 [助成経費] ・簡易陰圧装置の整備経費 助成上限額 432万円/台 ・換気設備の整備経費 助成上限額 居室面積×4千円 [負担割合] 国2/3・県1/3	高齢者福祉課 障がい福祉課

新型コロナウイルス感染症への対応等について

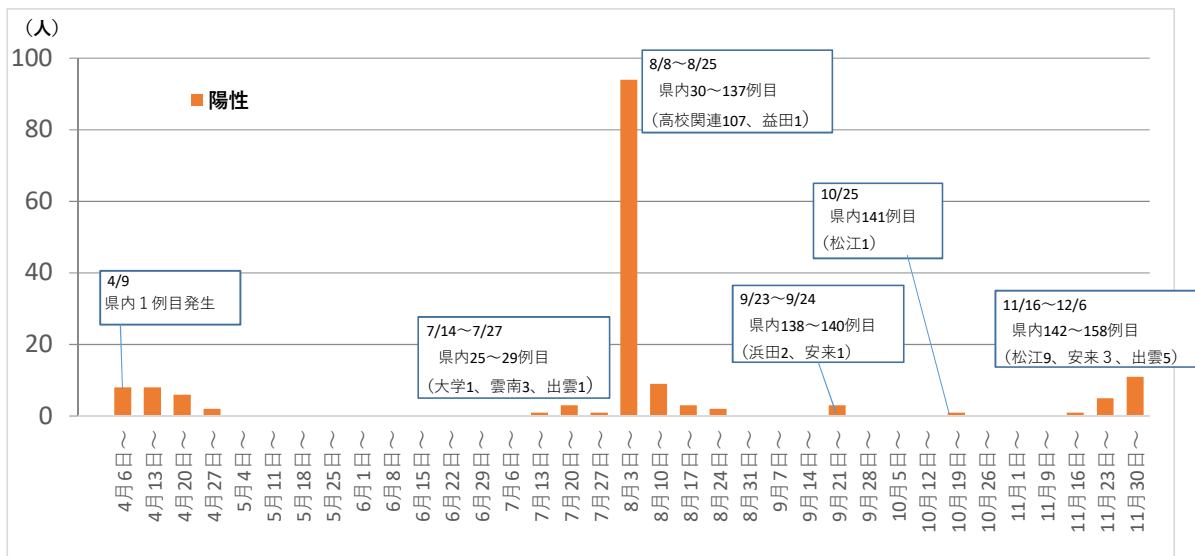
1. 新型コロナウイルス感染症の発生状況等

4月9日に県内で初めて感染者が確認されてから12月6日までに、計158人の感染が確認され、147人の方が退院・療養解除されました。

このうち、直近1か月では、松江市で9人(11/16, 24, 26, 27, 30, 12/2, 4, 5)、安来市で3人(11/29, 12/2)、出雲市で5人(11/25, 12/5, 6)の計17人の感染がされています。

(1) 陽性患者の発生状況(12月6日現在)

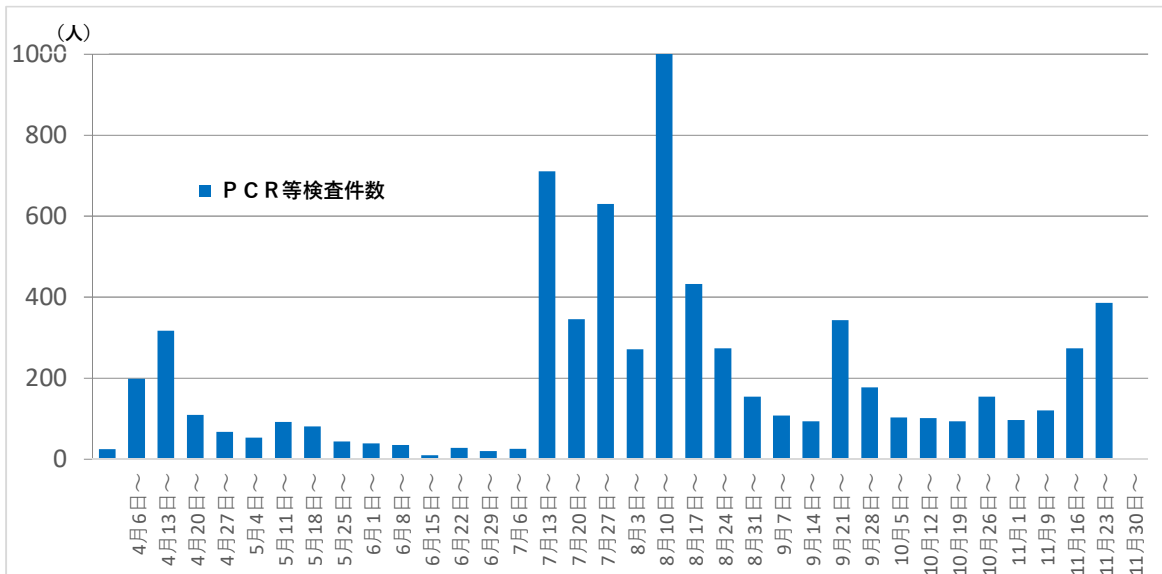
(週別実績)



※上記日付は週単位の集計の初日を示す

(2) PCR等検査の実施状況(11月29日現在)

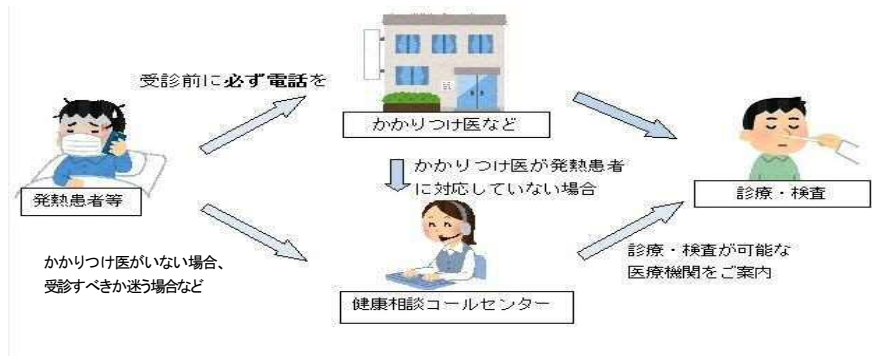
(週別実績)



※上記日付は週単位の集計の初日を示す

(1) 今冬のインフルエンザ流行に備えた相談・診療・検査体制の整備

今冬のインフルエンザの流行に備え、新型コロナウイルス感染症も含めた相談・診療・検査が地域で適切に受けられるよう、11月1日から、発熱などの症状がある患者は保健所に相談することなく、かかりつけ医などの地域で身近な医療機関に直接電話し、診療等が受けられる体制を整備しています。

**① 相談体制**

- ・発熱患者等は、かかりつけ医がいる場合、受診前に電話し、診療・検査へ（かかりつけ医が発熱患者に対応していない場合は、「しまね健康相談コールセンター」へ連絡）
- ・また、かかりつけ医がいない場合や受診に迷う場合などは、「しまね健康相談コールセンター」へ連絡し、検査・診療が可能な医療機関の案内を受け、診療・検査へ（なお、感染リスクの高いと思われる方については、コールセンターは管轄の保健所につなぐ）

② 診療体制（診療・検査医療機関）

- ・かかりつけ医などの身近な医療機関を「診療・検査医療機関」として県が指定
- ・従来の帰国者・接触者外来 22 医療機関を含め、これまでに 218 医療機関を指定(12/1 現在)

③ 検査体制**ア 県保健環境科学研究所**

- ・PCR検査実施可能件数：11月～144検体 ※前回報告から+28件
- ・抗原定量検査機器(ルミパルス)の追加整備 8月末

イ 地域外来・検査センター

- ・松江地域検査センター（松江医師会）(10/31 開設)
- ・出雲、益田、隠岐にも地域外来検査センターを設置 (11/1 から順次開設)

※検査の集中による混乱回避のため、設置場所は非公表

(2) 社会福祉施設・福祉サービス提供事業所等向け相談窓口 (2/20～)

①設置窓口： 地域福祉課 (救護施設)、高齢者福祉課 (高齢者関係施設等)、青少年家庭課 (児童福祉施設等)、子ども・子育て支援課 (認可外保育所)、障がい福祉課 (障がい児・者施設等)

②相談件数： 140件 (12/1現在)

(3) 入院受入医療機関向け風評被害相談窓口 (4/23～)

①設置窓口： 医療政策課

②相談件数： 6件 (12/1現在)

(4) マスク等支援 (2/17～)

①医療機関 (12/1現在)

ア) 島根県分 (病院及び有床診療所からの申し出により県の備蓄マスクを提供)

マスク： 57, 100枚 ※延べ98医療機関

イ) 国提供分 (国がシステムで医療機関の在庫量等を把握し提供)

マスク： 837, 300枚 ※延べ260医療機関・県医師会等

ガウン： 519, 400枚

フェイスシールド： 149, 500枚

・ 寄付支援分： マスク120, 000枚
フェイスシールド20, 130枚 ※前回報告から+1, 200枚
(県内外の企業や団体からの寄贈を医療機関等へ提供)

②社会福祉施設等 (12/1現在)

ア) 島根県分

サージカルマスク： 2, 292, 203枚 ※約3, 000施設

ガウン： 30, 000枚 ※障がい児・者入所施設 26施設

フェイスシールド： 30, 000枚 //

手袋： 118, 000枚

※障がい児・者入所施設 26施設、救護施設1施設、児童福祉施設 11施設

イ) 国提供分

布製マスク： 137, 777枚 ※約4, 000施設

3. 医療提供に係る対策

(1) 病床の確保状況

253床 (感染症病床30床 + 一般病床223床) (12/1現在)

(2) 島根県広域入院調整本部の設置 (3/26～)

・ 県内における新型コロナウイルス感染症患者の増加に備え、入院医療を全県単位で一元的に調整することにより、医療提供体制を強化

(3) 軽症者等の宿泊療養

患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養のための宿泊施設として98室を確保

- ・ 玉造国際ホテル Rivage Choraku (松江市・45室)
- ・ 島根県立青少年の家「サンレイク」(出雲市・33室)
- ・ 島根県立少年自然の家 (江津市・20室)

(今後、宿泊療養専用のプレハブ施設をリースにより整備予定)

(4) 病床確保計画の策定(7/9)

感染症対策と一般医療が両立できる医療提供体制の構築を図るため、「新たな患者推計に基づく病床確保計画」を策定

- ・最大ピーク時の患者総数 208 人、そのうち入院患者数は 147 人（うち重症患者は 21 人）と推計
- ・確保病床 253 床を 5 段階に区分し、即応病床 100 床を常時確保した上で、患者の発生状況に応じ、順次、対応病床を増床

4. 高齢者施設の応援派遣

介護施設などの福祉施設で新型コロナウイルス感染症患者のクラスターが発生し、職員が不足する事態に備え、他の施設から応援職員を派遣する仕組みを整備

5. 保健所の体制強化

4 月以降、感染者が確認された地域の、保健所に対し、医師や獣医師、保健師等の応援職員を派遣し、保健所の調査体制を強化

「島根県子どものセーフティネット推進計画（第2期）（素案）」について

1 第2期計画策定の背景

- (1) 現行の「島根県子どものセーフティネット推進計画」（計画期間：平成27年度～令和元年度、実態調査結果反映のため令和2年度末まで延長）の計画期間の満了
- (2) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正（R1.9）
- (3) 「子どもの貧困対策の推進に関する大綱」見直し（R1.11）
- (4) 「島根県子どもの生活に関する実態調査」（R1.9～R2.1実施）

2 計画の位置づけ

- (1) 島根県における子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）第9条に基づき策定
- (2) 都道府県計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する大綱」を勘案して策定
- (3) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の見直し内容、「現行計画」の検証・評価、「島根県子どもの生活に関する実態調査」の結果を踏まえた内容とする

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

4 計画の内容

- (1) 要旨
全ての子どもたちがその経済的な環境によって左右されず、夢と希望をもって成長していけるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する。
- (2) 基本方針
 - 1) 発見から保護・支援につなぐ体制の整備
 - 2) 子どもの健全な成長に対する支援
 - 3) 保護者等に対する支援
 - 4) 子どもの居場所に対する支援
 - 5) 子どもの学びに対する支援
 - 6) 対策推進のための体制整備
- (3) 計画に新たに盛り込む主な内容
 - 1) 施策推進のための成果目標
 - 2) 市町村との連携体制の取り組み
 - 3) 民間の関係機関や団体等と連携した子どもの居場所支援の取り組み
 - 4) 子どもの居場所での学習支援の取り組み
 - 5) 支援制度等の確実な利用の視点
- (4) 計画の構成
別紙（案）のとおり

5 スケジュール（予定）

令和2年12月	パブリックコメント
令和3年2月	計画策定委員会の開催（計画案の審議）
令和2年3月	文教厚生委員会に計画（案）報告
令和3年4月	施行

島根県子どものセーフティネット推進計画 第2期計画の構成(案)

現計画	第2期計画
<p>第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題</p> <p>第1 島根県の状況</p> <p>1 経済的な困難を有する子どもの状況</p> <p>2 島根県における体制</p>	<p>第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題</p> <p>第1 島根県の状況</p> <p>1 経済的な困難を有する子どもの状況</p> <p>2 「島根県子どもの生活に関する実態調査」結果の概要 新設</p> <p>3 島根県における体制</p>
<p>第2 子どもと保護者を支援する上での課題</p> <p>1 問題の発見・介入の難しさ</p> <p>2 保護者等への支援の必要性</p> <p>3 関係者間の連携、施策の周知の強化</p>	<p>第2 子どもと保護者を支援する上での課題</p> <p>1 問題の発見・介入の難しさ</p> <p>2 保護者等への支援の必要性</p> <p>3 子どもへの支援のための環境づくり</p> <p>4 関係者間の連携、施策の周知の強化</p>
<p>第2章 島根県における子どもの貧困対策</p> <p>第1 基本方針</p>	<p>第2章 島根県における子どもの貧困対策</p> <p>第1 基本方針</p>
<p>第2 施策体系</p> <p>1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備</p> <p>(1) 保護・支援が必要な子どもや保護者の発見</p> <p>(2) 問題の共有と役割分担の決定</p> <p>(3) 発見から連携へつなぐ体制の強化</p>	<p>第2 施策体系</p> <p>1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備</p> <p>(1) 保護・支援が必要な子どもや保護者の発見</p> <p>(2) 問題の共有と役割分担の決定</p> <p>(3) 発見から連携へつなぐ体制の強化</p>
<p>2 子どもの安心と成長の環境づくり</p> <p>(1) 安心の確保</p> <p>(2) 学びの支援</p> <p>(3) 進学・就労等の支援</p> <p>3 保護者等に対する支援</p> <p>(1) 経済的困窮に対する支援</p> <p>(2) 生活の支援</p> <p>(3) 就労の支援</p> <p>(4) 保護者としての役割を果たすための支援</p>	<p>2 子どもの健全な成長に対する支援</p> <p>(1) 安心の確保</p> <p>(2) 子どもの就労等の支援</p> <p>3 保護者等に対する支援</p> <p>(1) 経済的困窮に対する支援</p> <p>(2) 生活の支援</p> <p>(3) 就労の支援</p> <p>(4) 保育等の確保(一部再掲)</p> <p>(5) 保護者としての役割を果たすための支援</p>
<p>4 対策推進のための体制整備</p> <p>(1) 推進のための組織体制</p> <p>(2) 施策推進状況の管理</p> <p>(3) 施策推進に当たって把握する統計指標等</p>	<p>4 子どもの居場所に対する支援 新設</p> <p>(1) 子どもの居場所づくりに対する理解の促進</p> <p>(2) 地域の力を生かした居場所づくり</p> <p>(3) 子どもの居場所充実のための取り組み</p> <p>5 子どもの学びに対する支援 新設</p> <p>(1) 就学に伴う経済的負担の軽減</p> <p>(2) 学校教育による学力保障</p> <p>(3) 地域等における学習支援</p> <p>(4) 学校における就学継続のための支援</p> <p>(5) 奨学金等に関する情報提供(再掲)</p> <p>(6) 進学費用等に関する経済的支援(再掲)</p> <p>(7) 中学卒業後、高校中退後の進路未定者の状況把握と支援</p>
<p>第3章 事業計画</p>	<p>6 対策推進のための体制整備</p> <p>(1) 推進のための組織体制</p> <p>(2) 市町村との連携体制</p> <p>(3) 施策推進状況の管理</p> <p>(4) 施策推進に当たって把握する統計指標等</p> <p>(5) 施策推進のための成果目標</p> <p>第3章 事業計画</p>

島根県子どものセーフティネット推進計画 第2期計画の構成及び主な記載事項(案)

第2期計画	主な記載事項等
<p>第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題</p> <p>第1 島根県の状況</p> <p>1 経済的な困難を有する子どもの状況</p> <p>2 「島根県子どもの生活に関する実態調査」結果の概要 新設</p> <p>3 島根県における体制</p>	<p>生活保護、就学援助、代替養育、ひとり親家庭の状況</p> <p>「島根県子どもの生活に関する実態調査」結果を新たに追加</p> <p>福祉分野、教育分野などの体制を記載</p>
<p>第2 子どもと保護者を支援する上での課題</p> <p>1 問題の発見・介入の難しさ</p> <p>2 保護者等への支援の必要性</p> <p>3 子どもへの支援のための環境づくり</p> <p>4 関係者間の連携、施策の周知の強化</p>	<p>子どもの貧困対策の課題(実態調査等～)</p> <p>⇒ 課題の把握と適切な支援へのつなぎ</p> <p>⇒ 保護者を含めた世帯の複合的な課題への支援の必要性</p> <p>⇒ 支援のための民間や地域の理解</p> <p>⇒ 関係機関の連携と制度周知の必要性</p>
<p>第2章 島根県における子どもの貧困対策</p> <p>第1 基本方針</p>	<p>島根県における子どもの貧困対策の基本方針</p> <p>⇒ 施策体系の柱 1～6</p>
<p>第2 施策体系</p> <p>1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備</p> <p>(1) 保護・支援が必要な子どもや保護者の発見</p> <p>(2) 問題の共有と役割分担の決定</p> <p>(3) 発見から連携へつなぐ体制の強化</p>	<p>行政や学校等における早期発見と早期支援のための体制づくり</p> <p>問題共有のための体制(要保護児童対策協議会等の活用)</p> <p>体制強化のための取り組み(県・市による会議体設置)</p>
<p>2 子どもの健全な成長に対する支援</p> <p>(1) 安心の確保</p> <p>(2) 子どもの就労等の支援</p>	<p>社会的養護等の体制整備、保育等の確保</p> <p>就労支援と就職のための経済的支援</p>
<p>3 保護者等に対する支援</p> <p>(1) 経済的困窮に対する支援</p> <p>(2) 生活の支援</p> <p>(3) 就労の支援</p> <p>(4) 保育等の確保(一部再掲)</p> <p>(5) 保護者としての役割を果たすための支援</p>	<p>公的支援制度や助成・貸付制度</p> <p>生活困窮やひとり親世帯等に対する相談支援等</p> <p>福祉、雇用関係機関による就労支援</p> <p>乳幼児の保護者就労のための保育等の確保</p> <p>保護者への助言・指導等</p>
<p>4 子どもの居場所に対する支援 新設</p> <p>(1) 子どもの居場所づくりに対する理解の促進</p> <p>(2) 地域の力を生かした居場所づくり</p> <p>(3) 子どもの居場所充実のための取り組み</p>	<p>子どもを支えるための地域理解の促進</p> <p>地域で居場所等による支援</p> <p>子どもの居場所のネットワークづくり等</p>
<p>5 子どもの学びに対する支援 新設</p> <p>(1) 就学に伴う経済的負担の軽減</p> <p>(2) 学校教育による学力保障</p> <p>(3) 地域等における学習支援</p> <p>(4) 学校における就学継続のための支援</p> <p>(5) 奨学金等に関する情報提供(再掲)</p> <p>(6) 進学費用等に関する経済的支援(再掲)</p> <p>(7) 中学卒業後、高校中退後の進路未定者の状況把握と支援</p>	<p>就学援助等の経済的支援</p> <p>学校教育による学力育成</p> <p>子どもの居場所等での学習支援の取り組み</p> <p>高校中退防止等の取り組み</p> <p>奨学金等に関する情報提供</p> <p>ひとり親家庭や低所得世帯等への経済的支援</p> <p>高校中退後の進路未定者の把握と関係機関との連絡調整</p>
<p>6 対策推進のための体制整備</p> <p>(1) 推進のための組織体制</p> <p>(2) 市町村との連携体制</p> <p>(3) 施策推進状況の管理</p> <p>(4) 施策推進に当たって把握する統計指標等</p> <p>(5) 施策推進のための成果目標</p>	<p>有識者会議と県・市町村による全県的な支援体制</p> <p>市町村計画の策定に対する働きかけ</p> <p>有識者会議において進行管理と課題の協議</p> <p>国の指標(39指標)のうち、20指標、生活保護及び就学援助の状況を継続して県で把握</p> <p>計画策定市町村数、子ども食堂の新規開設数</p>
<p>第3章 事業計画</p>	

島根県保健医療計画の中間見直しについて

1 経緯及び概要

- 県保健医療計画（計画期間：平成30（2018）年～令和5（2023）年）については、医療法において、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更することとしている。
- 本年度、現行計画の中間年にあたり、国の指針を踏まえ、数値目標やこれまでの取組状況を評価し、一部数値目標項目の新規設定や時点修正等、必要に応じて見直しを行う。
- ただし、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況から、見直しの時期について、見直し後の医療計画の適用が、令和4年度以降となったとしても差し支えないとされたため、今年度と来年度で見直し作業を行う。

2 見直しの方針

国の作成指針の修正を踏まえ、5疾病・5事業及び在宅医療について、「現状と課題」の時点修正等を行うほか、必要に応じて「施策の方向」、「指標」を見直す。

（5疾病…がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）

（5事業…救急医療、災害医療、地域医療、周産期医療、小児医療）

なお、国の検討会においては、次期計画（2024年～2029年）に向けて、新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制について検討されており、県としては、検討会の動向も見据えながら、今回の中間見直しで、新型コロナウイルス感染症に関する基本的な考え方、現状と課題及び施策の方向について新たに記載する。

また、循環器病対策基本法（令和元年12月施行）に基づき、現在策定中の県計画の内容を新たに記載する。

3 今後のスケジュール

- | | |
|--------|--|
| 令和3年3月 | 医療審議会にて審議（数値目標の達成状況の評価等） |
| 6月 | 文教厚生委員会へ報告
医療審議会にて審議（計画素案）
※関係団体に意見照会、パブリックコメントの実施 |
| 9月 | 文教厚生委員会へ報告
医療審議会にて計画案の諮問・答申 |

（参考） 島根県保健医療計画の概要

現行計画における記載項目 ※ ・ ・ ・ 今回見直し予定項目

第1章	基本的事項
第2章	地域の現状
第3章	医療圏及び基準病床数 * 二次医療圏の設定、二次医療圏ごとの基準病床数
第4章	地域医療構想
第5章	医療提供体制の現状、課題及び施策の方向 * 5疾病・5事業及び在宅医療における医療提供体制
第6章	健康なまちづくりの推進 * 健康長寿しまねの推進、健やか親子しまねの推進 * 感染症対策 、食品安全対策 等
第7章	保健医療従事者の確保及び医療・保健・福祉システムの構築
第8章	将来の保健医療提供体制の確保に向けた事業の推進

構成：「全県編」及び二次医療圏域ごとの「圏域編」の2本立て

島根県循環器病対策推進計画策定

循環器病対策基本法（平成30年12月成立、令和元年12月施行）

- 目的：健康寿命の延伸等を図り、あわせて医療及び介護に係る負担の軽減に資するため、予防や医療及び福祉に係るサービスの在り方を含めた幅広い循環器病対策を総合的かつ計画的に推進
- 国：（計 画）循環器病対策推進基本計画を策定しなければならない（法第9条）
期間は、R2年度～R4年度
（協議会）循環器病対策推進協議会の意見を聴くものとする（法第9条）
- 県：（計 画）循環器病対策推進計画を策定しなければならない（法第11条）
期間は、計画策定年度～R5年度（医療計画との調和を図るため）
（協議会）都道府県協議会を置くよう努めなければならない（法第21条）

計画策定の体制等

（体制）島根県循環器病対策推進協議会を設置
保健医療計画中間見直しを行い（R2～3）、保健医療計画に包含別冊として循環器病対策推進計画を作成
（今後、保健医療計画見直しに合わせて見直す）

※圏域は、地域保健医療対策会議や医療介護連携部会において検討



全体目標及び個別施策

施 策
【全体目標】
(1)循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
(2)保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
【個別施策】
循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備
(1)循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
(2)保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
①循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
②救急搬送体制の整備
③救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築
④社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
⑤リハビリテーション等の取組
⑥循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
⑦循環器病の緩和ケア
⑧循環器病の後遺症を有する者に対する支援
⑨治療と仕事の両立支援・就労支援
⑩小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策

県計画策定スケジュール

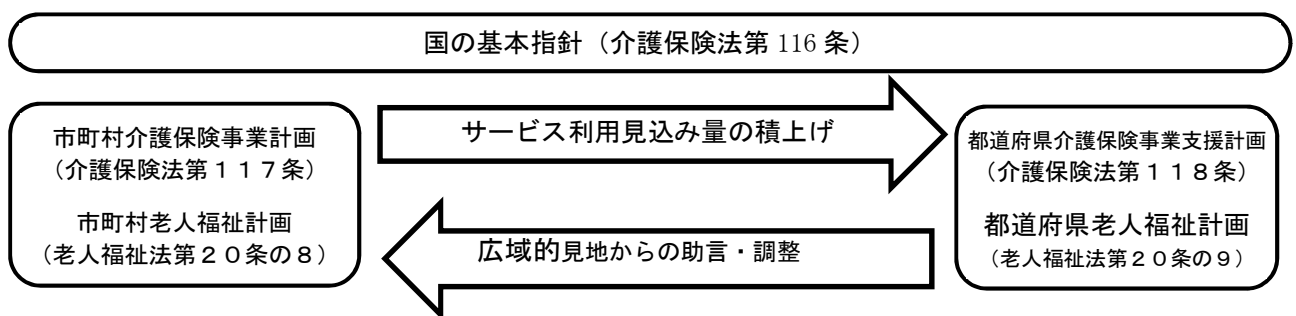
年度	国	県	
		循環器病対策推進計画	医療計画
R1	12月1日	基本法施行	
R2	8/26～9/10	国基本計画 パブリックコメント	9月～10月 体制方向性・協議会等について
	10月～11月		関係機関等への説明 現状・課題提示 県計画骨子案作成
		国基本計画 10月27日閣議決定	11月16日 協議会開催① 現状・課題の整理 県計画骨子案検討
	12月 ～R3.3月		医療計画中間見直し 原稿作成
R3	4月～5月		協議会開催② 県計画案検討
	6月		医療計画案
	9月		医療計画案修正 医療計画承認

第8期島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画（素案）について

1 計画の概要

(1) 位置付け

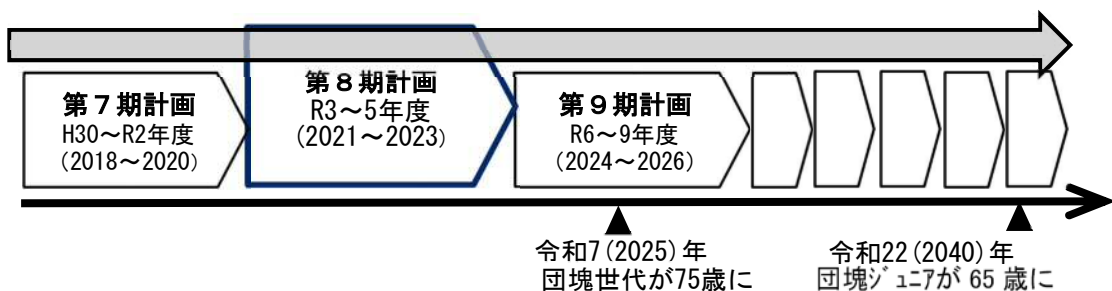
- ・老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業支援計画とを一体的に定める。
- ・第8期計画は、第7期計画の令和7(2025)年を目標とした地域包括ケアシステムの構築の推進に加え、団塊ジュニア世代が65歳以上となり現役世代が急減する令和22(2040)年も見据え策定するものとする。



(2) 計画期間

- ・令和3年度～令和5年度（3年間）

【令和7(2025)年・令和22(2040)年を見据えた介護保険事業計画策定】



2 計画の体系及び主な記載事項

別紙のとおり

3 今後のスケジュール

- | | |
|-----------|-----------------|
| 令和3年1月 | 文教厚生委員会へ目標設定報告 |
| 令和3年1月～2月 | パブリックコメント（1か月間） |
| 令和3年3月 | 文教厚生委員会へ報告 |
| 3月 | 計画策定委員会（計画案審議） |

第 8 期県計画の構成及び主な記載事項（案）

第 8 期計画の構成		主な記載事項等（7期からの変更点等）
第 1 章 計画の策定と 推進	1 計画策定の趣旨	・ 2040年を見据えた計画であることを明記、地域共生社会の実現
	2 計画の位置づけ	
	3 計画の期間	・ 2021（R3）～2023（R5）
	4 老人福祉圏域の設定	・ 小規模自治体などの保険者の広域化に向けた取組み支援
	5 計画の策定経過	
	6 計画の推進	・ 市町村、保険者支援の方針
第 2 章 高齢者の現状と 将来	1 人口構造の状況	・ 将来推計は2040年までを記載
	2 高齢者世帯の状況	
	3 介護を要する高齢者の状況	
	4 高齢者を取り巻く状況【新】	・ 高齢者の就業状況、高齢者のインターネット利用状況 新型コロナウイルスの影響等に関するデータ
第 3 章 介護サービス量 の現状と見込み	1 介護サービス量の利用動向	
	2 居宅サービスの利用	
	3 地域密着型サービスの利用	
	4 居宅介護支援の利用	
	5 介護保険施設の利用	・ 介護医療院（H30制度創設）の転換開設の状況
	6 介護サービス量の見込み	・ 将来推計は2040年までを記載
第 4 章 地域包括ケアの 推進	1 地域包括ケアの推進	・ 地域共生社会に向けた取組み（部局横断的な取組み、住民参加と協働の推進、重層的支援体制整備事業）
	2 各圏域における現状と課題【新】	・ 各圏域における現状と課題
	3 重点推進事項	
第 5 章 介護予防の推進 と高齢者の社会 参加	1 現状と課題（総括）	・ PDCAサイクルに沿った効果的・効率的な取組みの推進
	2 介護予防の推進	・ コロナ禍における外出自粛等による高齢者への影響 ・ 通いの場の取組み状況
	3 健康づくりとの連携	・ 健康づくりと介護予防の一体的な取組み
	4 高齢者の積極的な社会参加	・ 就職支援を含む元気高齢者の活躍推進
第 6 章 生活支援の充実	1 現状と課題（総括）	・ 新型コロナウイルス感染症対策
	2 生活支援体制の整備	・ 小さな拠点づくりモデル地区との連携
	3 地域における権利擁護の推進	
	4 高齢者の居住安定確保	

第 8 期県計画の構成及び主な記載事項（案）

第 8 期計画の構成		主な記載事項等（7期からの変更点等）
第 7 章 適正な介護サービスと住まいの確保	1 現状と課題（総括）	
	2 利用者に対するサービス利用支援	・介護保険制度に関する知識の普及と情報提供
	3 サービスの総合的な向上	・条件不利地域における小規模事業者の連携
	4 ケアマネジメントの向上	
	5 様々な居住形態への対応	・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅
	6 災害や感染症対策に係る体制整備【新】	・事業所における災害対策（BCP作成等） ・事業所における感染症（新型コロナウイルス含む）対策
	7 介護給付等に要する費用の適正化	
第 8 章 新 設 介護人材確保・介護現場革新	1 現状と課題（総括）	
	2 介護の仕事のイメージアップ	・介護の仕事のイメージアップ広報、中高生への介護職場理解促進
	3 多様な人材の確保・人材の育成	・中高年齢者等へのアプローチ、外国人介護人材の確保
	4 人材の定着	・処遇改善
	5 介護現場革新	・介護ロボット、ICTの活用 ・小規模法人のネットワーク化
	6 関係機関の連携	
第 9 章 医療との連携	1 現状と課題（総括）	・本人、家族の意思決定の支援・尊重
	2 地域での医療と介護の連携強化	・アドバンス・ケア・プランニング ・入退院連携の取組み
	3 リハビリテーションの推進	
	4 訪問看護の推進	・訪問看護の総合的な推進に向けた取組みの必要性
第 10 章 認知症施策の推進	1 現状と課題（総括）	・認知症の人とともに取り組む認知症バリアフリー ・新型コロナウイルス感染症対策（相談・普及啓発）
	2 認知症の人や家族の視点を重視した総合的な推進体制	
	3 認知症についての普及啓発	・認知症の人の活動（本人発信、交流会等）
	4 認知症の方を支える地域づくり	・新型コロナウイルス感染症対策（認知症カフェ） ・運転免許返納等への対応 ・チームオレンジの整備支援
	5 認知症についての相談対応	
	6 医療・介護の連携体制の整備	・認知症の人の意思決定支援の推進
	7 認知症介護サービスの向上	
	8 若年性認知症への対応	・「しまね若年性認知症相談支援センター」の開設 ・企業向けの啓発、研修会や実態調査の実施

第4次島根県DV対策基本計画（素案）について

1. 計画の概要

- (1) 位置付け
 - ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する基本計画
 - ・国の基本的な方針に基づき、DV防止やDV被害者の支援に関する具体的施策や成果目標等を策定
 - ・「島根創生計画」、「島根県男女共同参画基本計画」等、県の各種計画との整合性を図る
- (2) 計画期間 令和3年度～令和7年度（5年間）
- (3) 基本理念
 - ・配偶者からの暴力を生まない社会
 - ・配偶者から暴力を受けた被害者の人権が尊重される社会
 - ・配偶者から暴力を受けた被害者が安心安全な環境で自立（自律）を実現できる社会
- (4) 基本目標
 - I 配偶者からの暴力を生まない社会づくり
 - II DV被害者の権利擁護
 - III DV被害者のくらしを支える地域づくり
 - IV 関係機関の連携強化

2. 主な改定ポイント

- (1) 地域や職場等における予防教育・普及啓発の強化・充実
DVの背景にある社会的・構造的な問題への気づきを促す予防教育を、あらゆる機会をとらえて実施
- (2) 各相談対応機関における組織強化と支援の充実
DV被害者支援の中核機関である女性相談センターの体制強化、市町村におけるワンストップ機能の充実
- (3) DV対応機関と児童虐待対応機関の連携強化
各市町村要保護児童対策地域協議会への女性相談センターの参画を推進、児童虐待対応機関をはじめとする関係機関との情報共有と連携を強化
- (4) 地域におけるサポート体制の構築・充実
市町村を中心にDV被害者に寄り添った包括的かつ継続的な支援を展開

3. 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 令和2年12月 | 第3回県DV対策基本計画策定委員会（書面による） |
| 令和2年12月 | パブリックコメントによる意見募集（～令和3年1月上旬） |
| 令和3年2月 | 第4回県DV対策基本計画策定委員会（計画最終案の審議） |
| 令和3年3月 | 文教厚生委員会、県社会福祉審議会へ報告 |
| 令和3年3月中 | 策定・公表 |

第6期島根県障がい福祉計画・第2期島根県障がい児福祉計画 (素案)について

1. 計画の概要

(1) 位置づけ

- ・障害者総合支援法に規定する「障害福祉計画」、児童福祉法で規定する「障害児福祉計画」を一体的に策定。
- ・国の基本指針に基づき、障がい者の地域生活移行や一般就労移行、障がい児支援体制の整備に関する成果目標やサービスの見込量、確保の方策を定めるもの。

(2) 計画期間

- ・令和3年度～令和5年度（3年間）

2. 主な内容

成果目標を定め、達成に向けた取組を実施

項目	主な取組	主な目標値
①福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の充実 ・グループホーム等の住まいの場の整備 	地域生活移行者数 【R5年度までの累計 70人 (R元施設入所者数の5.5%)】
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目見直し】	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患に対する正しい知識の普及・関係機関の連携による包括的な支援体制の構築 ・精神障がい者本人の意思を尊重した地域移行の促進 	精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数 【R5年度 316日以上】
③地域生活支援拠点等が有する機能の充実【項目見直し】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情を踏まえた地域生活支援拠点の整備及び機能の充実を促進 	地域生活支援拠点数 【R5年度 17箇所】
④福祉施設から一般就労への移行等【項目見直し】	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センターを中心とした支援体制の強化 ・障がい者の能力・適性・雇用ニーズに対応した職業訓練の推進 	一般就労移行者数 【R5年度 146人(R元年度実績の1.4倍)】
⑤障がい児支援の提供体制の整備等【項目見直し】	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児支援に係るコーディネーターの養成 ・難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 	県、圏域、市町村ごとの関係機関による協議の場の設置 【R5年度 県、7圏域、16市町村】
⑥相談支援体制の充実・強化【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情を踏まえた相談支援体制の充実・強化に向けた取組の促進 	地域の相談支援体制の強化 【R5年度 19市町村】
⑦障害福祉サービス等の質の向上【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所等への指導監査結果を関係市町村と共有 	取組に係る体制の構築 【R5年度 県、19市町村】

3. スケジュール

- 令和2年7月 障がい者施策審議会（県基本指針等について審議）
- 11月 圏域別会議（市町村との調整等）
- 12月 文教厚生委員会に素案報告
計画素案について障がい者施策審議会委員、障がい者団体及び市町村へ意見照会
パブリックコメントの実施
- 令和3年2月 障がい者施策審議会（計画最終案の審議）
- 3月 文教厚生委員会に報告
- 3月中 策定・公表

出雲市内における犬の多頭飼育事案について

1. これまでの対応経過

- ・令和元年6月、令和2年4月、7月、犬の鳴き声や臭いの苦情
- ・7月の立入検査の結果、犬の多頭飼育の実態が判明
- ・以後、動物愛護ボランティアの協力のもと、飼い主への飼育改善に係る指導助言を実施
- ・11月9日、出雲保健所で161頭を一時保護
- ・11月10日から12日にかけて、138頭の犬に対し不妊去勢手術を実施*
*実施者；公益財団法人どうぶつ基金（兵庫県内の動物愛護団体）
- ・以後、動物愛護ボランティアと連携して、譲渡活動（譲渡会、広域譲渡等）

－参考－

譲渡先：県内；県民（譲渡会等にて）、県譲渡ボランティア、動物愛護団体等
県外；13自治体、動物愛護団体等

2. 飼育状況等

(1) 飼育状況

飼育者：個人

飼育場所：出雲市内の住宅

飼育頭数：犬182頭

(2) 飼育方法等に係る問題点

- ・繁殖制限措置が講じられず、飼育頭数が増加し、狭い空間での飼育が常態化
- ・一部の個体では、栄養不良や皮膚疾患が見られる
- ・糞尿による悪臭と鳴き声による騒音の発生

3. 課題

- ・多頭飼育の未然防止
- ・多頭飼育崩壊事案の早期発見

4. 対策

- ・飼い主に対する啓発、広報活動など
- ・住民からの相談・情報収集、パトロール強化など
- ・動物愛護ボランティアと連携強化
- ・社会福祉分野との連携を検討
- ・「島根県動物愛護管理推進会議」にて総合的な対策を検討